

芦屋市涼風町社会教育用地の活用検討に向けた  
サウンディング型市場調査（実施要領）

令和8年6月

芦屋市

## 目 次

- 1 調査の目的
- 2 土地の概要
- 3 活用条件
- 4 サウンディング型市場調査の流れ
- 5 留意事項

## 1 調査の目的

現在、芦屋市涼風町でミズノスポーツサービス(株)様に活用いただいている土地（ミズノスポーツプラザ潮芦屋）については、令和9年3月に契約期間の満了を迎えますが、引き続き社会教育施設（健康増進施設・スポーツ施設）として活用検討を行います。

この度の契約期間満了にあたり、対象土地における活用や、企画での参加に関心がある民間事業者の皆様などを対象に、土地利用の可能性や事業手法等について、サウンディング型市場調査（対話）を実施します。

社会教育施設（健康増進施設・スポーツ施設）利用としての前提要件はありますが、民間事業者様との対話を通じて、市の資源を最大限に活用する方法を模索するため、本市場調査を実施いたします。

## 2 土地の概要

「土地概要」（資料1）をご覧ください。

## 3 活用条件

対象土地を活用した事業案をご検討いただく際は、以下の条件を考慮してください。  
詳しくは、「ヒアリングシート」（別紙2）をご参照ください。

- ・ 土地の所有権は引き続き芦屋市が保有します。（定期借地権方式）
- ・ 社会教育施設（健康増進施設・スポーツ施設）としての事業に限ります。
- ・ 地域交流に資する施設として、図書コーナーや喫茶コーナー等を併設し、読書や交流ができるスペースの提案も行ってください。（必須事業）

#### 4 サウンディング型市場調査の流れ

日時	内容
令和8年6月1日(月)	サウンディング型市場調査実施の公表及び受付開始
令和8年6月26日(金)	エントリーシート提出期限
令和8年7月1日(水) ～7月7日(火)	個別対話(施設見学含む)実施機関
令和8年7月14日(火)	ヒアリングシート提出期限
令和8年8月上旬(予定)	サウンディング調査結果公表(芦屋市HP)

① サウンディング参加の申し込み
<p>「エントリーシート」(別紙1)に必要事項を記入し、電子メールに添付の上、期間内に提出してください。</p> <p>なお、件名は『涼風町サウンディング申込』としてください。</p> <p><b>【申込期間】</b> 令和8年6月1日(月)から令和8年6月26日(金)まで</p>
② ヒアリングシートの提出
<p>「ヒアリングシート」(別紙2)に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に提出してください。</p> <p>なお、件名は『涼風町サウンディング意見』としてください。</p> <p><b>【申込期間】</b> 令和8年6月1日(月)から令和8年7月14日(火)まで</p>
③ 個別対話(施設見学)の実施(アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別で行います。)
<p><b>【日時・場所】</b></p> <p>令和8年7月1日(水)から7日(火)まで</p> <p>上記期間のうち、1時間程度、市立体育館・青少年センター等で行います。</p> <p>なお、詳細については後日連絡します。</p> <p><b>【参加対象者】</b></p> <p>民間事業者等(事業の主体となる意向を有する法人、または法人グループ)</p> <p><b>【個別対話の内容及び実施方法】</b></p> <p>市場性や活用方法について、参加者様から幅広くご意見を伺い、今後のあり方の整理に役立てたいと考えておりますので、個別対話にご参加くださいますようお願いいたします。</p> <p>(施設見学は個別に連絡します。)</p>

## 5 留意事項（必ずご確認のうえ、ご参加ください）

### (1) 参加及びサウンディング内容の取扱い

ア サウンディングへの参加実績が、今後、本施設の取扱いに関する事業者の評価等に何ら影響を及ぼすものではありません。

イ 提案いただきました内容は、今後の事務手続きの参考にさせていただきますが、その内容自体が、今後について、何ら拘束するものではありません。

### (2) サウンディングに関する費用及び説明資料の提出

サウンディングへの参加に要する費用は、提案者様のご負担となりますので、ご了承ください。

### (3) 実地結果の公表

ア 実地結果については、概要を本市ホームページで公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加者等に、その内容の確認を行います。

ウ 参加者等の名称及びノウハウにかかる内容については、公表しません。

### (4) 参加条件等

本実施要領の公表日から調査票の提出日までの間において、次の要件のいずれかを満たさない者がいる場合には、参加者及び参加者の構成員となることができません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

イ 芦屋市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等若しくは同条第3号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

## 6 お問い合わせ先

所 管 課：芦屋市企画部国際文化推進室スポーツ推進課

住 所：〒659-0072 芦屋市川西町15番3号

E-m a i l：sport@city.ashiya.lg.jp

受付時間：平日9時から17時まで（正午～午後0時45分は除く）